

米の流通実態の把握について

令和7年10月
農林水産省
農産局

食糧法における流通実態の把握に係る規定

- 食糧法においては、米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者に対して届出を義務付け（第47条）。流通実態の把握のために行う調査は、第51条又は第52条の規定に基づき実施。

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抜粋）

第四章 雑則

（米穀の出荷又は販売の事業の届出）

20精米トン

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業（その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十九条において同じ。）を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
 - 三 主たる事務所の所在地
 - 四 その他農林水産省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（調査）

第五十一条 農林水産大臣は、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に関する調査を行うことができる。

（報告及び立入検査）

第五十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

流通実態の把握の仕組みの変遷（旧食糧法、現行食糧法）

- 平成16年に計画流通制度（登録制度）を廃止し、流通は原則自由化。その中においても、政府米の売却等を効率的に行えるよう、**現行食糧法では届出制度**を措置。その対象者は、**計画流通制度の出荷取扱業者の登録要件と同じ20精米トン以上の出荷又は販売事業者**。

旧食糧法 (H7.11~H16.3)

登録制度

趣 旨

食糧管理法の下での厳格な管理手法から脱却し、集荷・卸・小売という流通の拠点を明確にした上で**市場原理を導入**する観点で一定の要件を満たせば誰でも参入可能な登録制を導入。

対象者

（大臣登録）

出荷取扱業者：20トン以上

（知事登録）

卸売業者：4,000精米トン以上

小売業者：規模要件なし

報告制度

<定期報告>

- ・計画流通制度により、米を取り扱う事業者は、3年おきに、計画流通米の取引見込数量を事前報告
- ・また、出荷取扱業者・卸売業者は、毎年、計画流通米の取引量を事後報告 ※小売業者による定期事後報告はなし。

<報告徴求>

農林水産大臣は、自主流通法人、登録出荷取扱業者、登録卸売業者、登録小売業者又はセンターその他業として主要食糧の販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、報告をさせることができる。

現行食糧法 (H16.4~)

届出制度

趣 旨

需給の緩和と消費者ニーズの多様化等に伴い計画外流通米が増加する中で、**流通関係者の主体性を重視**するため**流通を原則自由化**。

政府米の売却や緊急時の際の命令を効率的に行えるよう、事前取引の拠点となる事業者を把握するため届出制を導入。

対象者

米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者：**20精米トン以上**

報告制度

<定期報告>

法令上の規定なし

<報告徴求>

農林水産大臣は、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、報告をさせることができる。



現在の食糧法に基づく流通把握の方法

○ 現在は、食糧法51条及び52条に基づき、在庫量や相対取引価格等について大規模な集荷業者・卸売業者を中心に調査を実施。本年からは、**新たに概算金やとう精数量等について調査を実施。**

		根拠	調査頻度	集荷業者	卸売業者
在庫報告	6月末在庫	52条 (報告徴求)	年1回	500トン以上	500トン以上
	毎月末在庫	52条 (報告徴求)	毎月	500トン以上	4,000トン以上
概算金、買取価格等【新規】		52条 (報告徴求)	毎月	5,000トン以上	－
相対取引価格		52条 (報告徴求)	毎月	5,000トン以上	－
集荷業者の仕入・契約・販売数量		52条 (報告徴求)	毎月	5,000トン以上	－
卸売業者の販売数量・価格		52条 (報告徴求)	毎月	－	50,000トン以上
とう精数量【新規】		51条 (調査)	毎月	－	500トン以上
ふるさと納税・EC販売【新規】		52条 (報告徴求)	年1回	500トン以上	500トン以上

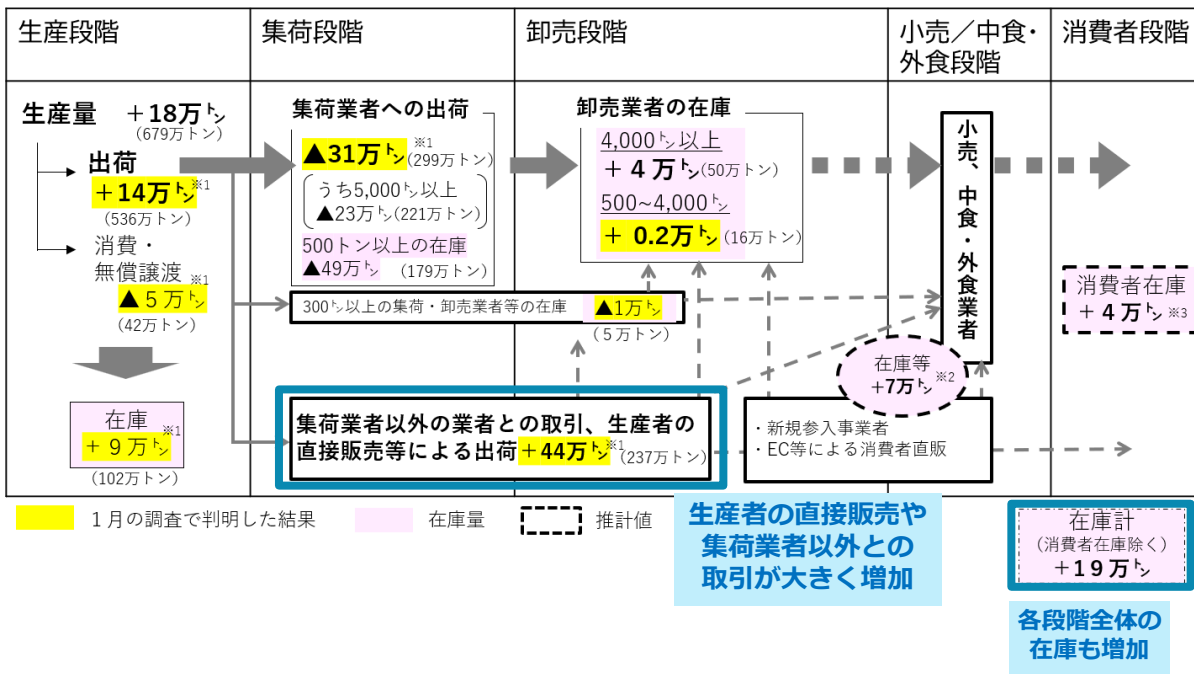
本年1月末・6月末は、
300トン以上の集荷・卸、
生産者（約600者）に
調査対象を拡大

※生産者在庫は、毎月6月末時点の数値を、統計法に基づく「生産者の米穀在庫等調査」により把握。

流通の多様化等

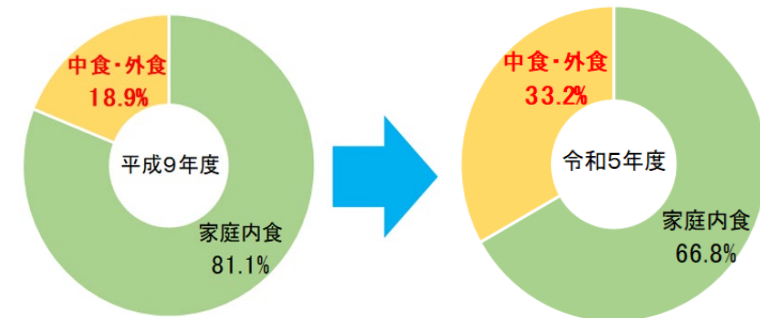
- 従来、500トン以上・4000トン以上の業者の情報を把握すれば、流通実態の大宗を把握できると考え、報告を求めていた。
- 他方で、生産者の直接販売や集荷業者以外との取引の大幅増加など**流通の多様化**、食の簡便化志向に伴う**中食・外食需要の増加**など、米の流通をめぐる状況が変化する中、従来の報告では、流通の状況（**生産者の直接販売等：44万トン増加、生産者在庫量：9万トン増加、全体の在庫量：19万トン増加等（令和7年1月時点）**）を把握できていなかった。

令和6年産米の流通状況（令和7年1月調査）



米の消費における中食・外食の占める割合（全国）

- 世帯構成の変化（単身世帯の増加）や社会構造の変化（共働き世帯の増加）により、食の簡便化志向が強まっており、米を家庭で炊飯する割合が低下する一方で、中食・外食の占める割合は増加。



※1 生産者在庫調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫量等を推計。
 ※2 出荷量（+14万㌧）から、集荷・卸売業者等の在庫量（+3万㌧）及び消費者の在庫量（+4万㌧）の差し引きにより算出。
 ※3 米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査」における家庭内の月末在庫数量を基に算出した1人当たり在庫量に、令和6年10月人口を乗じて算出。

流通実態把握に関する課題

- **全届出事業者（7万業者）を対象とした調査**において、**回答が約2割にとどまり、実効性のある把握手法の仕組みを含め、検討する必要があることが明らかとなった。**
- 従来の把握は期末在庫量に偏重しており、**流通実態を把握するためには、生産者から出荷される米の約半分が流通する集荷業者以外の業者等の仕入、販売、在庫の実態も定期的に把握する必要があることが明らかとなった。**
- **需要を見通すためには、精米ベースでの流通実態を把握する必要があることが明らかとなった。**

全届出業者（7万業者）の状況把握に向けた現在の取組

- 令和7年6月の緊急調査において、食糧法に基づく届出業者の全ての約7万業者（毎年の報告徴収対象者（500トン以上）を除く）を対象に在庫数量等の調査を実施。その回答率は19%にとどまり、全体の流通を把握するための実効性に課題。
- 報告をしていない者の状況を把握するため、まず、9月から、期日までに報告がなかった者（約3万9千業者）のうち、届出時点の年間取扱数量が300トン以上の業者に対するフォローアップ調査を実施中。10月めどまでに結果を取りまとめ予定。必要に応じ、立入検査等により対応予定。

全届出業者を対象とした調査（令和7年6月）の報告状況

	対象者数	割合
全届出業者（報告徴収対象者を除く）	69,866	100%
期日までに報告があった者	13,181	19%
玄米の取扱い有	4,433	
集荷業者	528	
卸売業者	989	
小売業者	2,133	
外食・中食業者等	36	
農業者・農業生産法人	747	
玄米の取扱い無（精米商品のみ取扱いなど）	3,778	
廃業・休業等	4,970	
宛先不明で郵送が戻って来た者	18,056	26%
期日（7月4日）までに報告がなかった者	38,629	55%

未報告業者に対するフォローアップ調査の概要

- ① 未報告の事業者のうち年間取扱数量300トン以上の全ての届出業者（約500業者）について、聞き取り調査を実施、調査票の提出を依頼。
- ② 今後の調査に向けて、①のリストを整備。
- ③ ①に応じない場合は、訪問調査、必要な場合は、立入検査を実施する予定。

報告をしなかった主な理由（一部の業者から聞き取り）

- ・ 精米のみの取扱い等、報告対象米穀の取扱いがない
 - ・ 米穀の取扱いをしていない
 - ・ 調査票が届いたか不明 等
- ※ このほか、届出のあった電話番号が使われておらず、連絡の取れない事業者も一定数存在。

參考資料

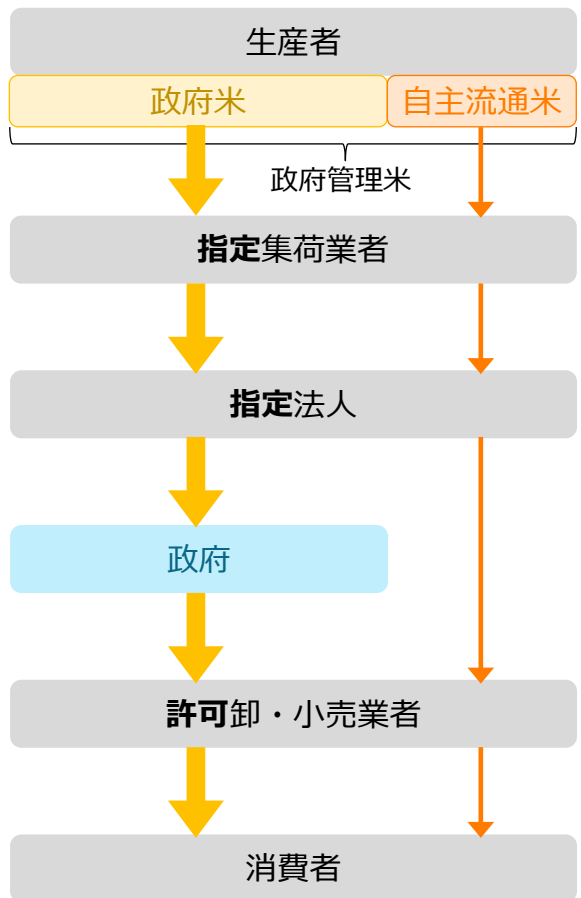
米穀の流通制度の変遷

	食糧管理法（食糧管理制度） (S17～H7.10)	旧食糧法（計画流通制度） (H7.11～H16.3)	現行食糧法 (H16.4～)
規制の考え方	- 主に米が不足することを念頭に置いて、政府の直接売買により米の流通量をコントロール - 流通ルートを厳格に管理（これ以外の流通ルート認めない）	○ 政府の役割を不測時に備えた備蓄運営と国際約束に基づく輸入に限定 ○ 民間流通を基本としつつ、消費者の必要とする米の相当部分を、一年を通じて安定的に供給するため、計画流通制度を措置（登録業者のみが計画流通米を取扱い可） ○ 計画外流通米については、流通業者に対する規制はなし（生産者の数量届出のみ）	○ 需給の緩和と消費者ニーズの多様化等に伴い計画外流通米が増加する中で、流通関係者の主体性を重視するため流通を自由化 ○ 政府米の売却や緊急時の際の命令を効率的に行うため、事業者を把握する観点から、一定規模以上の事業者に事前に届出させるとともに、帳簿の備付けを義務付け
生産者	○ 政府への売渡義務 ○ 上記以外の方法による売渡しを行った場合 → 2年以下の懲役又は300万円以下の罰金	○ 基本計画に定める計画出荷数量及び生産者の意向を踏まえて定められる数量の計画出荷米の第一種登録出荷取扱業者への売渡義務 ○ 計画出荷米以外の出荷数量の届出義務 → 上記に反した場合は、10万円以下の罰金	○ 出荷・販売業者の届出制 （自ら生産した米であって、届出事業者に出荷・販売するものを除き20精米トン以上の取扱）
集荷業者	○ 指定法人の指定制（全農・全集連） ○ 集荷業者の指定制 一次集荷業者（農協等） 二次集荷業者（経済連等） ○ 指定を受けずに販売業務を行った場合 → 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	○ 自主流通法人の指定制（全農・全集連） ○ 出荷取扱業者の登録制 第一種出荷取扱業者（農協等） 第二種出荷取扱業者（経済連等） ○ 登録を受けずに出荷取扱業務を行った場合 → 50万円以下の罰金	○ 出荷・販売業者の届出制（20精米トン以上） ○ 届出をせずに出荷・販売事業を行った場合 → 50万円以下の罰金
販売業者	○ 販売業者の許可制 卸売業者（4,000精米トン以上） 小売業者（15～25精米トン以下で知事が定める数量以上） ○ 許可を受けずに販売業務を行った場合 → 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	○ 販売業者の登録制 卸売業者（4,000精米トン以上） 小売業者 ○ 登録を受けずに出荷取扱業務を行った場合 → 50万円以下の罰金	○ 帳簿の備付けを行わなかった場合 → 20万円以下の過料

米穀の流通制度の変遷

食糧管理法 (S17~H7.10)

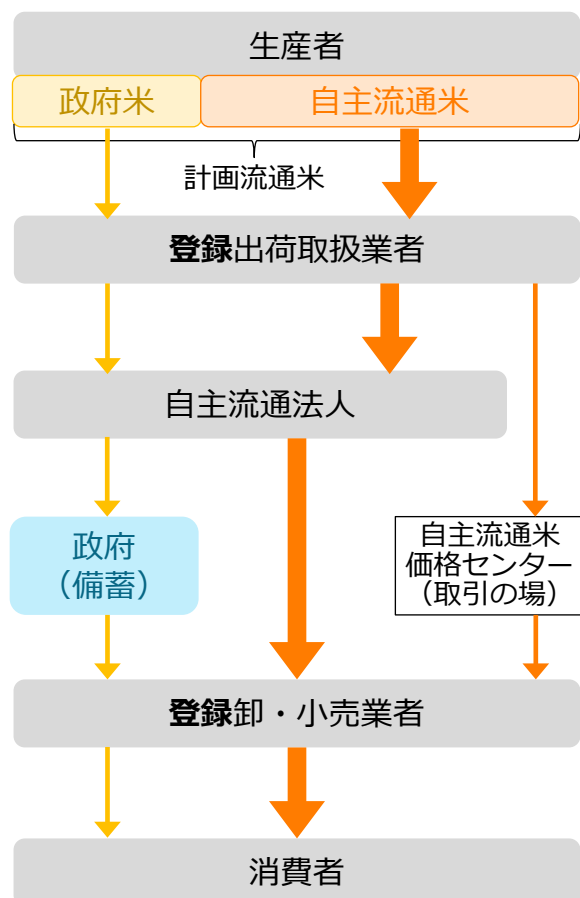
- 国による米の全量管理（政府への売渡義務）
- 流通ルートに厳格に管理



※上記以外の流通は、違法な「不正規流通米」

旧食糧法 (H7.11~H16.3)

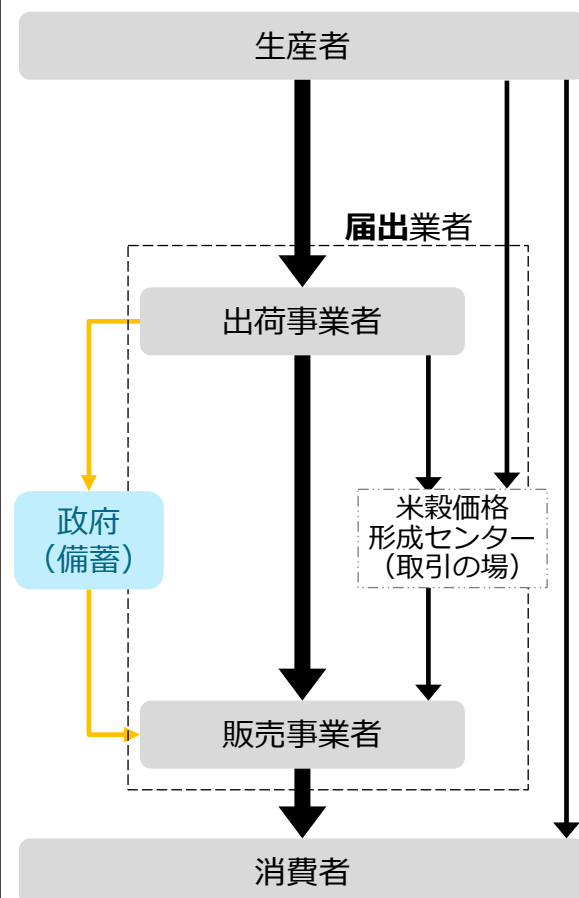
- 国の役割は備蓄運営に限定
- 厳格な流通規制の緩和（計画流通制度）



※上記以外の流通は、「計画外流通米」と呼ばれていたが、違法ではない。

現行食糧法 (H16.4~)

- 国の役割は備蓄運営に限定
- 計画流通制度の廃止



※ 米穀価格形成センターは、平成23年3月31日をもって解散。

計画流通制度（登録制度）の廃止に関する国会答弁

○第156回国会 衆議院 本会議 平成15年5月20日

・亀井善之農林水産大臣

米の流通関係者の主体性を重視しつつ適正かつ円滑な流通を確保する観点から、必要な措置を講ずることとしております。

具体的には、現在の計画流通制度を廃止する・・・こととしております。

○第156回国会 衆議院 農林水産委員会 平成15年5月22日

・石原政府参考人

計画流通制度を廃止する理由でございます。

現行の食糧法で計画流通制度というのが設けられているわけでございますけれども、米の流通ルートの特典等いろいろな規制をかけております。そういう規制をかけることによって米を安定的に供給することを目指しているということでございます。

実際は米の流通がどのようになっているかということを見ますと、計画流通米のシェアが、現在、生産量の5割を切る状況でございます。・・・それでも安定供給に特段の支障は生じていないというふうに認識しております。

それから、流通ルートが特定されていることによりまして、多様化する消費者ニーズにこたえられなくなっているということがございます。

それから、これが一番大きな点であろうかと思っておりますけれども、規制、負担を課されていない計画外流通米が増加しております。そういうことで、いろいろな、例えば先ほど私一俵当たり千円ということをお願いしました（※）けれども、そういうものの処理はすべて計画流通米の負担でやっているわけです。計画外流通米はそういう負担をしておりません。この辺が大きな不公平感をもたらすもとになっているわけでございますけれども、こういう一物が二ルートで流通していることに伴います不公平感が発生しているということでございます。

そういうこともございまして、今回、この計画流通制度を廃止いたしまして、創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりを促進するという観点に立ちまして、安定供給のための自主的取り組みを支援する体制に移行するということにしたところでございます。

（※）過剰米を飼料として売る場合の価格。

全届出業者（7万業者）を対象とした調査【緊急調査①】

- 既に毎年報告徴収対象者となっている年間取扱数量500玄米トン以上の集荷業者及び卸売業者等に加え、これらの業者を除く食糧法に基づく届出業者（20精米トン以上を取扱う者）の全て（約7万業者）を対象に、令和5年7月から令和7年6月の仕入・販売・在庫数量の調査を実施。
- 調査の結果、回答率は19%にとどまり、全体の流通を把握するための実効性に課題があることが明らかとなった。

【報告状況】

(事業体)

	対象者数	割合
全届出業者(報告徴収対象者を除く)	69,866	100%
期日までに報告があった者	13,181	19%
玄米の取扱い有	4,433	
集荷業者	528	
卸売業者	989	
小売業者	2,133	
外食・中食業者等	36	
農業者・農業生産法人	747	
玄米の取扱い無 (精米商品のみ取扱いなど)	3,778	
廃業・休業等	4,970	
宛先不明で郵送が戻って来た者	18,056	26%
期日(7月4日)までに報告が なかった者	38,629	55%

【調査結果概要】

(千トン(玄米))

	期首在庫	仕入数量	販売数量	期末在庫
5年7月～6年6月	62	843	842	63
6年7月～7年6月	63	869	869	63
増減	+1	+26	+27	+1

【6月末在庫量の状況】

(千トン(玄米))

	①報告徴収対象者			②全届出業者(①除く)			合計		
	5/6年	6/7年	差	5/6年	6/7年	差	5/6年	6/7年	差
全体	1,279	1,376	+97	63	63	+1	1,342	1,439	+98
集荷業者	891	893	+2	9	7	▲3	900	900	▲1
卸売業者	388	483	+95	21	26	+4	409	508	+99
小売業者				25	24	▲1	25	24	▲1
外食・中食業者等				1	1	▲0	1	1	▲0
小計				56	57	+1	56	57	+1
農業者・農業生産法人	※	※		6	6	▲0	6	6	▲0

※ これまでは、生産段階の在庫量については、「生産者の米穀在庫等調査」の対前年増減率等を基に算出した在庫量で把握。

実需者（小売業者、中食・外食業者、食品製造業者）に対するヒアリング【緊急調査②】

- これまで報告徴収の対象ではなかった小売業者、中食・外食業者、食品製造業者に対し、精米・玄米それぞれの在庫や仕入れの実態を把握するためのヒアリングを実施。
- **小売業者、中食・外食業者**は、原料米の仕入形態はほぼ精米であり、**在庫保有は極めて少ない**。

業態	卸の販売先数量 におけるシェア	仕入					在庫			外国産等取扱状況
		仕入先	形態	予定数量（玄米） / 年	契約の有無	その他	形態	数量（精米） / 年	在庫状況	
小売 業者 3団体 6業者	15.3%	卸売業者 （6者）	精米	約44万7千トン （6者計）	なし	○卸売業者から事前契約せず、新米の時期に前年実績に応じ ている。 ○大手卸売業者から主要産地銘柄を中心に納入。 ○地方卸売業者から地元銘柄を納入。	精米 のみ	約1万1千トン （6者計）	5～10日分	○今回の不足により、やむを得 ず外国産米を販売。 ○今後については、新米販売 価格により、価格バリエーション が必要な場合は継続して陳列。
中食 業者 6団体 7業者	44.6%	卸売業者 （7者） 集荷業者 （1者） 農業生産法人 （1者）	精米	約37万9千トン （7者計）	長期 契約 スポット	○ほとんどの業者において年間契約など、比較的長期契約に より取引。 ○一部業者において、集荷業者と長期契約している事例がある。	精米 のみ	約2.7千トン （7者計）	1～3日分 ただし、精米 工場を所有し ている業者 は玄米在庫 がある。	
外食 業者 1団体 3業者	23.6%	卸売業者 （7者） 集荷業者 （1者） 農業生産法人 （1者）	精米	約13万2千トン （3者計）	長期 契約 スポット	○ほとんどの業者において、年間契約など比較的長期契約に より仕入。 ○需給緩和の場合、端境期のスポットで比較的安価な米穀 （小売業者の余剰品）が流通するため、これを見据えて年間契 約数量を減らして契約。	精米 のみ	約0.6 千トン （3者計）	0～1日分 ただし、精米 工場を所有し ている業者 は玄米在庫 がある。	○カリフォルニア米を国産とブ レンドし販売。
食品製造 業者 2団体 5業者	22.8%	集荷業者及び 卸売業者 （5者）	精米	約7万8千トン （5者計）	年間 契約	○使用する加工用米及び主食用米について、生産年8月～12 月頃に、集荷業者及び卸売業者と年間契約した後、翌年1月 ～4月頃、精米として納品され使用。 ○使用が遅くなる理由は、水分等の品質を平準化するため。	精米 のみ	約0.9千トン 未満 （5者計）	精米・数日分	

生産者の出荷数量等に関する聴き取り調査（全国の出荷量等の推計）【緊急調査から推計③】

- 生産者（618客体）に対する在庫数量等調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の出荷量等を推計。
- 生産者の出荷数量のうち、JA系統などの集荷業者への出荷数量は前年産に比べ34万玄米トン減少（前回調査では31万玄米トン減少）する一方で、生産者の直接販売等は49万玄米トンの増加（前回調査では44万玄米トン増加）。

《生産者の出荷数量等調査による全国の在庫量等の推計》

((千トン(玄米))

	収穫量	出荷数量	うち集荷業者への出荷	うち生産者直接販売等	生産者消費 (無償譲渡含む)	在庫量
R6年6月現在	6,610	5,710	3,250	2,460	569	331
R7年6月現在	6,792	5,858	2,910	2,948	600	335
前年差	+182	+148	▲340	+488	+31	+3
前年比	103%	103%	90%	120%	105%	101%

※1 生産者の在庫数量等調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫量等を推計。
※2 収穫量は、農林水産省大臣官房統計部「作物統計」の水稻の収穫量(主食用米)。

(参考) 前回調査時（1月末時点）の全国の出荷量等の推計

((千トン(玄米))

	収穫量	出荷数量	うち集荷業者への出荷	うち生産者直接販売等	生産者消費 (無償譲渡含む)	在庫量
R6年1月現在	6,610	5,220	3,299	1,922	466	923
R7年1月現在	6,792	5,358	2,992	2,366	418	1,017
前年差	+182	+137	▲307	+444	▲49	+93
前年比	103%	103%	91%	123%	90%	110%

《生産者直接販売等の出荷先と全体の出荷数量の推計(令和7年6月末現在)》

業種	割合	出荷数量 (千トン(玄米))
卸売業者 ※	38.9%	1,146
消費者直売等	18.3%	539
小売業者 ※	16.6%	489
集荷業者(系統外) ※	13.5%	398
中食・外食業者 ※	7.4%	218
農業生産法人等	2.3%	66
ふるさと納税	0.8%	23
米加工業者	0.7%	20
その他(業者名未回答等)	1.7%	50
合計	100.0%	2,948

※ 出荷数量は、R7年6月末現在の生産者直接販売等の推計値(2,948千トン)に、出荷先の業種別割合を乗じて算出。
※ 各業種の出荷先のうち、在庫量等の報告徴収の対象者が占める割合は、卸売業者の58%、小売業者の37%、集荷業者(系統外)の44%、中食・外食業者の0%となっている。

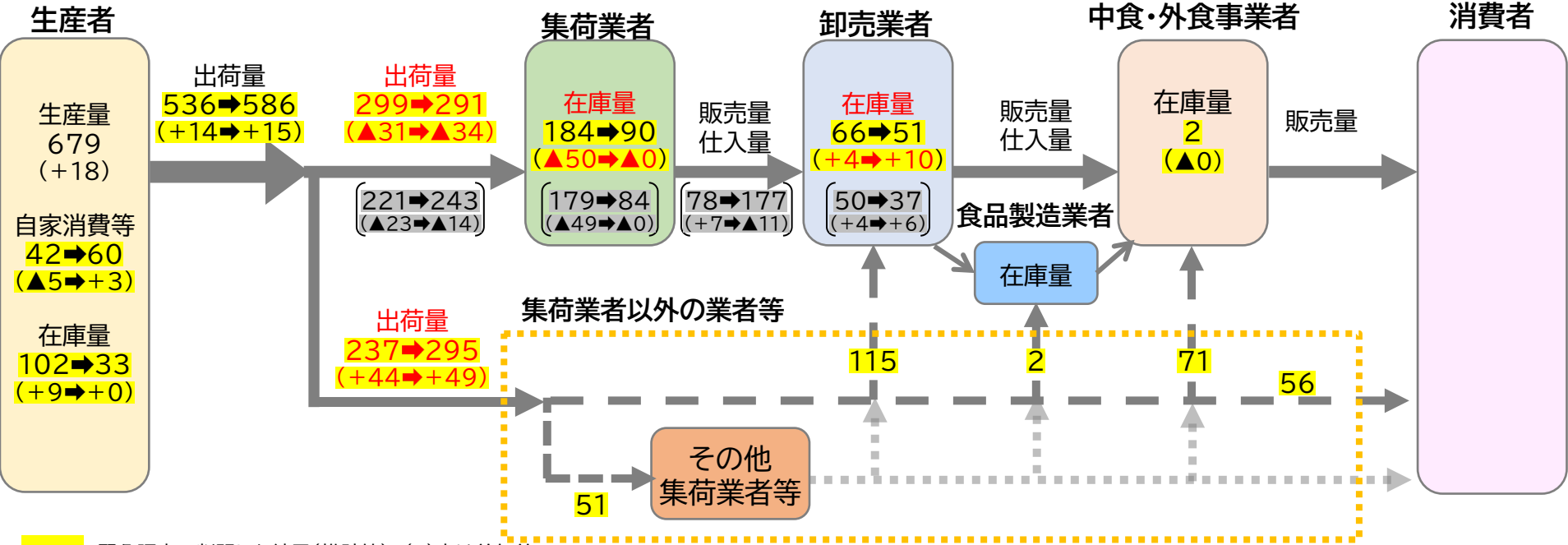
緊急調査で明らかになった令和6年産米の流通状況【推計】

- 集荷業者以外の業者等への出荷量が全体の約半分を占め、流通が多様化していることが明らかになり、これらの業者から卸売業者や小売業者、中食・外食事業者への販売が一定程度存在。他方で、その他集荷業者等の在庫量等は把握できていない状況。
- 流通実態を、時間的経過を含め的確に把握するためには、従来からの把握では調査項目等が不十分。

令和6年産米の流通状況（令和7年1月末時点と6月末時点との比較）

※矢印（⇒）の左側は1月末時点、右側は6月末時点の数値

単位:万トン(玄米)



緊急調査で判明した結果(推計値) ()内は前年差
従来から把握している数値 ()内は前年差 【集荷量・販売量は5,000トン以上の集荷業者、在庫量は500トン以上の集荷業者、4,000トン以上の卸売業者が対象】

※1 生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫量等を推計。
※2 集荷業者以外の業者等の業種別の出荷量は、生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査の生産者直接販売等の推計値(295万トン)に、出荷先の業種別割合を乗じて算出。
(消費者への販売量は、消費者直売等とふるさと納税の計であり、その他集荷業者等への出荷量は、集荷業者(系統外)、農業生産法人等及びその他の計である。)
※3 その他集荷業者等の51万トンの販売先は未確認。

大手集荷・卸への訪問調査（報告内容と各種台帳・伝票等との突合）【緊急調査】

米穀の取引に関する報告徴収実施要領（平成20年8月12日付け20総食第366号総合食料局長通知）による**食糧法第52条第1項に基づく報告内容等を確認するため、当該報告を行う者を訪問し、同法51条に基づく調査を実施**

1 調査対象

取扱数量の多い事業者を以下のとおり選定

- (1) 集荷業者：7者
- (2) 卸売業者：6者

2 調査内容

以下の報告内容について、**取りまとめ手法の確認、各種台帳及び伝票等との突合**を実施

- (1) 仕入・出荷（販売）数量： 需要量の算出に用いる在庫数量等のデータ
- (2) 出荷（販売）金額： 玄米取引の指標となる相対取引価格のデータ

【ポイント】

大手集荷・卸への訪問調査を行った結果、需給や価格の把握に影響を与えるような報告内容の齟齬はなかった。

【課題等】

- 改めて要領において求める報告対象の区分や修正等が発生した際の手続きについて周知する必要。
- 一方で、効率的かつ正確な報告を求めるためには、報告対象者の販売等管理システムの管理状況等を踏まえたものとするについて検討を深める必要。

● 仕入・出荷（販売）数量

社内システム等から抽出したデータの取りまとめ状況を確認し、伝票等の証拠書類と突合。

集荷業者において、報告内容の修正が必要となった場合に、遑って修正を行わず、報告当月の期末在庫にあわせて仕入数量等を調整している事案を確認。

● 出荷（販売）金額

(1) 集荷業者

社内システム等から抽出したデータの取りまとめ状況を確認し、契約書等の証拠書類と突合。**問題となる点は確認されなかった。**

(2) 卸売業者

社内システムから抽出したデータの取りまとめ状況を確認し、契約書等の証拠書類と突合。**以下の課題となる点を確認。**

① 仕入価格（出荷業者・卸等からの仕入）

契約が実際の仕入発生時として管理されており、収穫前契約等において契約締結時点とする要領の規定に従った報告となっていない事案を確認。

② 販売価格（小売、中食・外食向け販売）

商品管理において販売先の業態までの管理等を行っていない中で、中食・外食に区分すること等が困難な状況となっている事案を確認。

精米歩留りの状況調査（事業者の精米実績）【緊急調査】

- 精米歩留りについて、43事業者に対し、聞き取り調査を実施。
- **令和5年産の精米歩留りは、88.6%。**令和2～4年産の平均と比較すると**▲1.4%の減少**。
- **令和6年産の精米歩留りは、89.2%。**令和2～4年産の平均と比較すると**▲0.8%と減少**しているが、令和5年産と比較すると**+0.6%の増加**。
- **精米供給量には、この歩留りの減少により、令和5年産では10万玄米トン程度、令和6年産では6万玄米トン程度影響していると考えられる。**

【調査の概要】

（調査対象）
➢ 大手卸売業者（10社）、地方卸売業者（23社）、米穀店（10社） 計43社の事業者
（調査内容）
➢ 令和7年6月末時点の令和2～6年産の精米歩留りを調査

【精米歩留りの推移（調査結果）】

	精米歩留り			
		大手卸売業者	地方卸売業者	米穀店
2年産	89.7%	89.8%	89.3%	89.7%
3年産	90.3%	90.5%	89.7%	90.0%
4年産	90.0%	90.2%	89.5%	89.6%
5年産	88.6%	88.8%	88.1%	88.6%
6年産	89.2%	89.4%	88.9%	88.8%

【令和5・6年産と過去の精米歩留りとの比較（調査結果）】

（単位：％）

過去の精米歩留り				昨年の精米歩留り		今年の精米歩留り			
2年産	3年産	4年産	2～4年産平均	5年産	過去平均との比較	6年産	過去平均との比較	昨年との比較	
			①	②	②－①	③	③－①	③－②	
89.7	90.3	90.0	90.0	88.6	▲ 1.4	89.2	▲ 0.8	+0.6	

注：数値は、令和7年6月末時点のもの（速報値）